

区立学校等における医療的ケア実施基準の骨子

<構成>

- 1 医療的ケアについての区の考え方
- 2 区立学校等で実施する医療的ケアの範囲
 - (1) 実施する医療的ケア
 - (2) 医療的ケアを行う条件
 - (3) 医療的ケアの実施者
- 3 港区における合理的配慮
- 4 医療的ケアの実施体制
 - (1) 実施体制
 - (2) 役割分担
 - (3) 医療機関との連携
 - (4) 緊急時の対応
- 5 医療的ケアを実施するまでの流れ

1 医療的ケアについての区の方

<主な内容>

- 1 区および幼稚園・小中学校は、医療的ケア児の就園・就学に当たり、どの区立幼稚園、小中学校においても、保護者が希望する園・校で医療的ケアを安全に行うための体制整備に努める。
- 2 知的障害や肢体不自由などの障害のある医療的ケア児については、障害の程度や状況に応じて、その子どもにとって最も適切と考えられる就学先を、就学支援委員会等での検討を踏まえ、区として判定する。
ただし、就学先については保護者の希望を最大限尊重し、区の判定と異なる場合であっても、区と学校が協力し、校内で医療的ケアを安全に行うよう配慮する。
- 3 区及び幼稚園・小中学校は、教員や児童・生徒の医療的ケアに対する理解を深める取組を推進する。
- 4 区は、保護者の要望を踏まえ、肢体不自由児や医療的ケア児、その保護者が通い、集まることができる場所（特別支援学級）づくりについて、継続的に検討していく。

2 区立学校等で実施する医療的ケアの範囲

(1) 実施する医療的ケア

医療的ケアの内容	
吸引(口鼻腔内・エアウェイ内)	気管切開部の衛生管理
経管栄養(留置チューブ、胃ろう、腸ろう)	胃ろう・腸ろう部の衛生管理
導尿	血糖測定
エアウェイの管理	酸素管理
定時の薬液吸入	人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等

(2) 医療的ケアを行う条件

- 学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること。
- 医療的ケアについて主治医の詳細な指示書があること。

【実施できない事項】

- ・ 医療的ケアの内容変更や臨時的な対応
(例：体調が悪いため普段は行っていない薬液注入をする など)

(3) 医療的ケアの実施者

- ・ 基本的に、看護師が行う。
- ・ ただし、医療的ケアの内容等によって、認定特定行為業務従事者として認定を受けた介護職員が行う場合もある。
- ・ また、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定を受けた教員についても、医療的ケアを行うことができる。

3 港区における合理的配慮

●どの区立幼稚園、小中学校においても医療的ケアを安全に行い、子どもが健やかに学校生活を送るための配慮事項

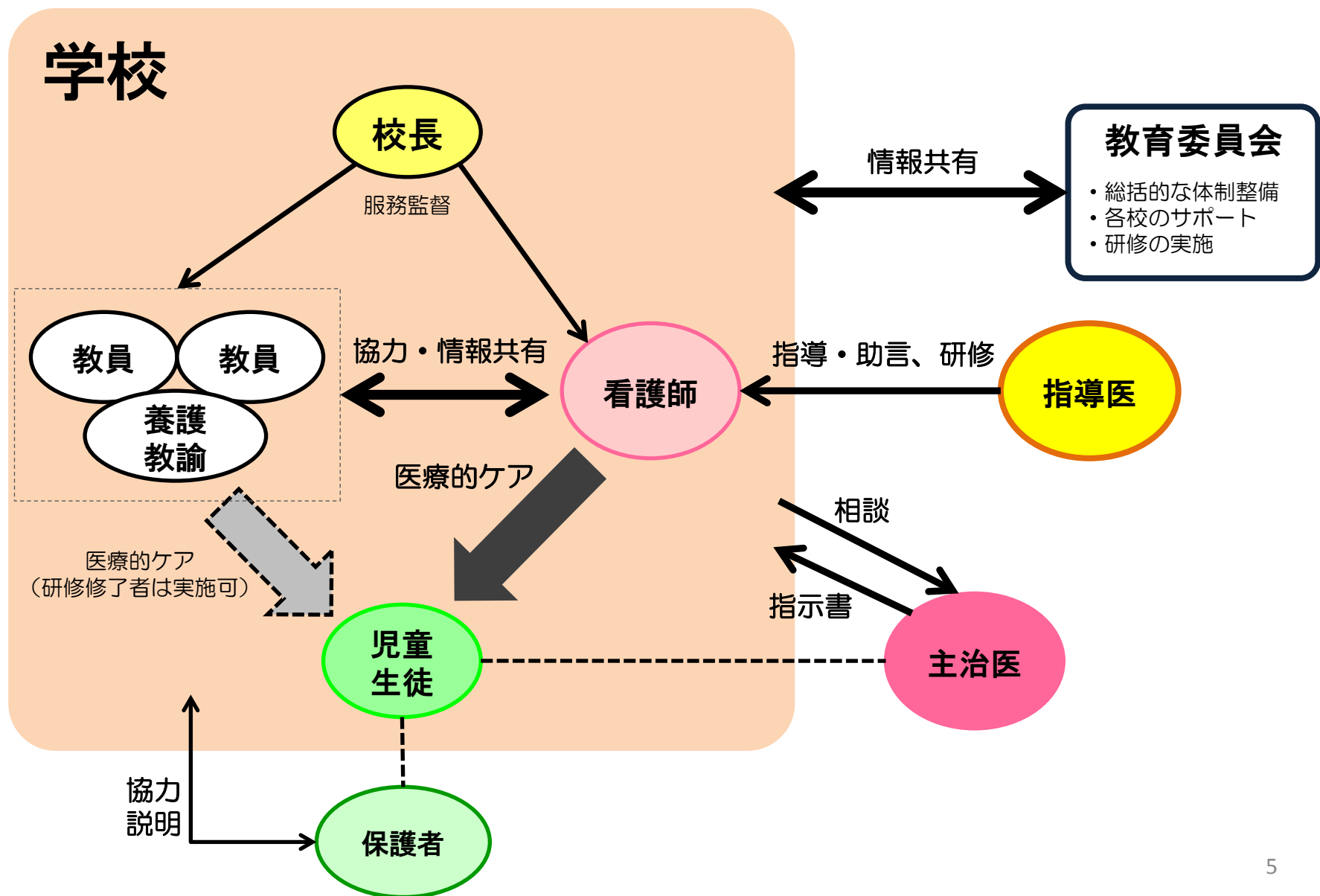
施設・設備	医療的ケアを行うための場所の確保や備品の設置 [場所]小部屋の確保、保健室の使用など [備品]教室やトイレ等への簡易ベッドの設置など	※学校施設の事情に応じて実施
	エレベーターの設置	新築・改築時に検討
生活支援	看護師の配置	
	介助員の配置(介護福祉士等の有資格者など)	子どもの状況に応じて
	医療的ケア等に必要な医療器具等の用意	保護者と役割分担
学習支援 ※通常の学級の場合	学習をサポートする講師の配置	子どもの状況に応じて
	教室での学習環境の整備(モニター、PC、タブレット端末、デジタル教科書 など)	子どもの状況に応じて
その他	給食時の対応	子どもの状況に応じて
	災害発生等緊急時の備え (食料・生活物資・医療器具等の備蓄、非常用電源の確保 など)	保護者と役割分担
	教職員の研修受講機会の創出(喀痰吸引等研修、医療的ケアへの理解を深める研修)	
	児童・生徒の理解を深める取組	

●配慮事項とするか、今後検討が必要な事項

通学支援	スクールカーによる送迎、看護師の添乗	
------	--------------------	--

4 医療的ケアの実施体制

(1) 実施体制



4 医療的ケアの実施体制

(2) 役割分担

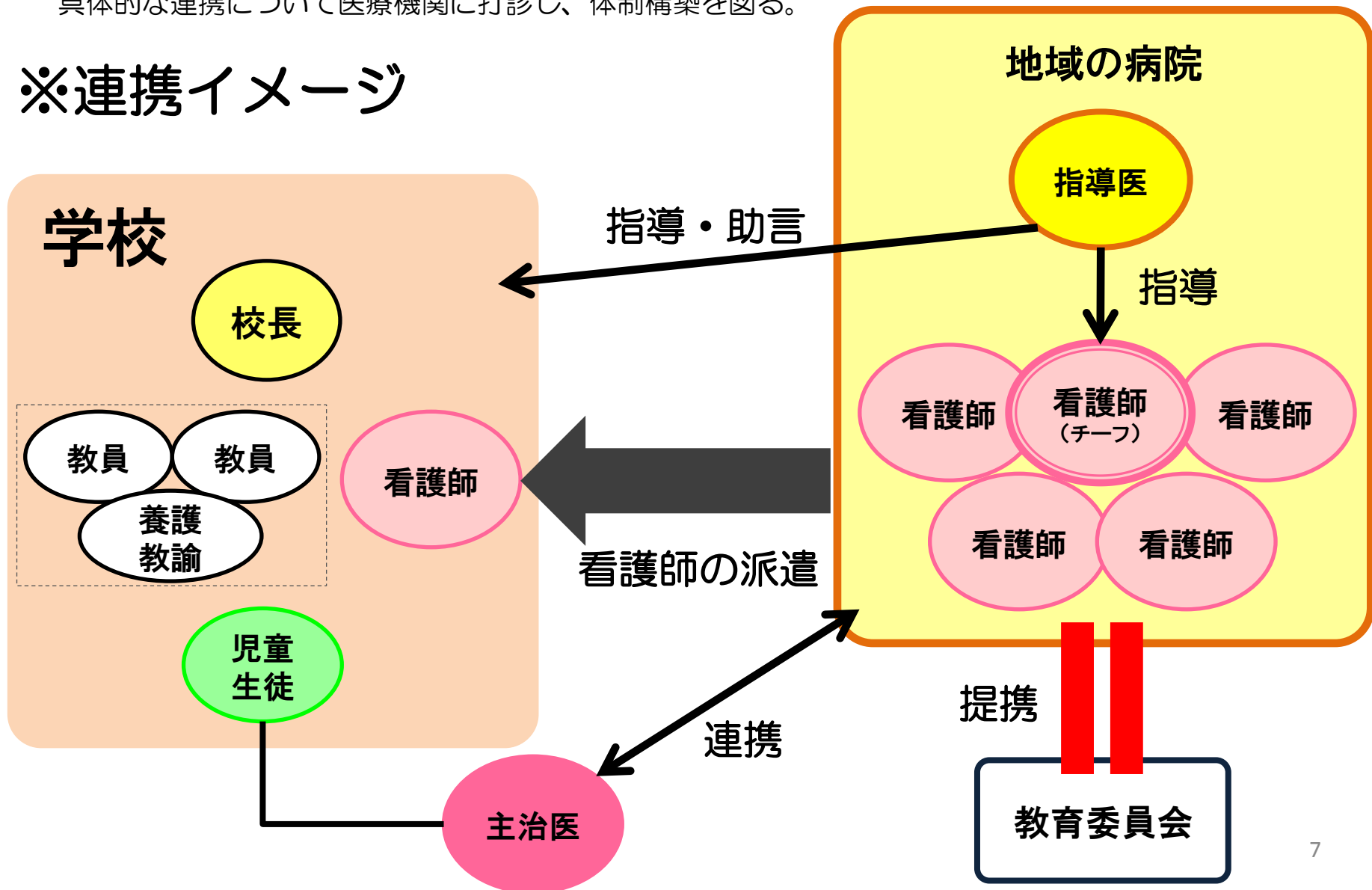
教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアに関する基準の策定 ○看護師や介助員の確保、研修 ○その他支援員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○指導医の委嘱、医療機関との連携構築 ○各園・校での医療的ケア実施のためのサポート(施設整備、備品調達) ○教職員への研修
学校	校長等 管理職	<ul style="list-style-type: none"> ○校内委員会(医療的ケア安全委員会)の設置・運営 ○校内の役割分担の明確化 ○保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会との連携、情報共有 ○主治医、指導医との連携 ○看護師等の勤務管理、サービス監督
	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師、保護者との連携、情報共有 ○医療的ケアの補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアへの理解 ○医療的ケアに関する児童・生徒への理解促進の取組
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の健康状態の把握 ○医療的ケアの補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師、他の教職員との連携、情報共有 ○看護師・保護者間の各種調整
看護師		<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの実施、記録・管理・報告 ○医療的ケアに関する校内での指導・助言 ○教職員、保護者との連携、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児の健康管理 ○主治医、指導医との連携 ○医療器具等の管理
主治医		<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアに関する書面による指示、指導・助言 ○学校への情報提供 ○保護者への説明 	
指導医		<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの実施に当たっての指導・助言 ○緊急時の指導・助言 ○医療的ケアに関する看護師等への研修 	
保護者		<ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携・協力、情報共有 ○児童・生徒の健康管理、状態の把握 ○医療器具や備蓄食料等の準備 	

4 医療的ケアの実施体制

(3) 医療機関との連携

具体的な連携について医療機関に打診し、体制構築を図る。

※連携イメージ



(4) 緊急時の対応

- 起こり得る状況（症状など）をあらかじめ保護者に確認しておく。
- その際の対処法を主治医の指示に基づき保護者、看護師と確認し、学校として可能な対応について保護者と合意しておく。

【確認事項】

- ・ 応急処置の内容、方法（主治医の指示）
- ・ 緊急連絡先、搬送先
- ・ 校内での連絡体制 など

5 医療的ケアを実施するまでの流れ

【医療的ケア児に関する庁内の情報共有】(3~4歳頃から)

- 児童の状況、保護者・家庭の状況等の把握
- 将来の就園先、就学先を想定した準備事項の確認

【就園相談・就学相談】

- 児童の状況把握
- 保護者要望の把握

教委

保護者

【(仮称)医療的ケアに関する就学支援委員会】

- 児童の状況や保護者の要望、学校の状況を踏まえ、当該児童への医療的ケアに関する
こと及びそれに伴う配慮事項(支援内容)について検討

<構成>

- ・学務課長、教育指導課長
- ・関係学校長、幼稚園長
- ・主治医、指導医、看護師 など

【医療的ケア実施前相談】

- 就学支援委員会での検討を踏まえ、学校(幼稚園)・保護者・
教育委員会が医療的ケア実施のための詳細を確認
- 必要となる人員の配置、備品等の整備

学校

保護者

教委

【医療的ケアの実施】

- 適宜、校内委員会にて状況確認、情報共有を図るとともに、
教育委員会、医療機関との連携、情報共有に努める。

港区における障害児支援のあり方検討会スケジュール
[平成 30 年 9 月 25 日時点]

回	日程	検討内容
第 1 回	平成 30 年 9 月 5 日(水)	◆学校等における医療的ケア児の支援について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第 2 回	平成 30 年 9 月 25 日(火)	◆学校等における医療的ケアの実施について
第 3 回	平成 30 年 11 月 9 日(金) 17:00~19:00	◆区に要望を出している保護者からの意見聴取 ◆学校等における医療的ケアの実施について
第 4 回	平成 30 年 12 月 6 日(木) 17:00~19:00	◆港区における発達障害児の教育について ◆庁内連携・関係機関との連携の強化について
第 5 回	平成 30 年 12 月 20 日(木) 18:00~20:00	◆港区における発達障害児の教育について
第 6 回	平成 31 年 2 月頃	◆まとめ【検討会報告書】

第2回港区における障害児支援のあり方検討会 次第

日時：平成30年9月25日（火）

17:00～19:00

場所：港区役所7階 教育委員会室

1 開会

2 議題

(1) 第1回検討会の会議録について [資料1]

(2) 学校等における医療的ケアの実施について [資料2]

3 今後の予定 [資料3]

4 閉会

【配布資料】

資料1 第1回検討会会議録（要旨）

資料2 学校等における医療的ケア実施基準の骨子

資料3 検討会スケジュール

港区における障害児支援のあり方検討会 委員名簿

	氏名	所属等
会長	ほり ぶ み お 堀 二三雄	港区教育委員会事務局学校教育部長
副会長	やまもと たかし 山本 隆司	港区教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	まえだ ひろとし 前田 浩利	医療法人財団はるたか会理事長・医師
委員	こばやし じゅんいちろう 小林 潤一郎	明治学院大学心理学部教授・医師
委員	たむら こうじろう 田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
委員	よねや かすお 米谷 一雄	東京都立青山特別支援学校長
委員	おのぐち けいいち 小野口 敬一	港区高輪地区総合支所区民課長
委員	よこお えりこ 横尾 恵理子	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
委員	さとう ひろし 佐藤 博史	港区子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	やまこし つねよし 山越 恒慶	港区子ども家庭支援部保育課長
委員	まつだ よしあき 松田 芳明	港区教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
委員	ふなぎ りょうさく 船木 亮作	港区立港南小学校長
委員	わたなべ かすのぶ 渡辺 一信	港区立港南中学校長
委員	あらい ともこ 新井 智子	港区立白金台幼稚園長

【事務局】

港区教育委員会事務局学校教育部学務課 特別支援相談担当係長 中林 淳一